

令和5年

# 第6回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

## 第6回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和5年6月23日  
訓子府町招集通知の日 令和5年6月23日  
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1  
農業委員会開催日時 令和5年6月30日(金) 午後3時  
農業委員定数 14名

### 出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

### 欠席委員

### 署名委員

8. 林浩幸 9. 久積隆志

### 事務局職員

事務局長 今田和則  
業務係長 高内淳次

### 提出議案

議案第1号 土地の現況証明について  
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>今田局長</p>	<p>令和5年第6回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——細川会長挨拶——</p>
<p>今田局長</p>	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 (細川会長)</p>	<p>ただいまから令和5年第6回農業委員会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
<p>今田局長</p>	<p>ご報告を申しあげます。本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議件は議案が5件でございます。本日の議事録署名委員は8番林委員、9番久積委員にお願いします。</p> <p>——議案第1号——</p>
<p>議長 高内係長</p>	<p>議案第1号を上程いたします。事務局説明願ひます。議案第1号について説明いたします。申請は3件でございます。</p> <p>(以下3件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>高内係長</p>	<p>現地確認につきましては、番号1番と番号2番は6月12日に、番号3番は6月21日に担当委員及び事務局で確認しており、その詳細は配布されております現地確認調書のとおりとなっております。</p> <p>なお、今回の3件の土地ですが、番号1番は雑種地として、番号2番と番号3番は宅地として地目変更するものとなります。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは審議に入ります。1件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>2件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>3件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第2号——</p>
<p>議長 高内係長</p>	<p>議案第2号を上程します。事務局説明願ひます。議案第2号について説明いたします。通知は1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>

<p>議 長 議 長 議 長</p>	<p>本件については、親子間で贈与をすることに伴って使用貸借契約を解約するものとなります。 説明については以上です。 それでは審議に入ります。 何か質問ございませんか。 ——ありませんの声—— 疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>——議案第3号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>議案第3号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は4件となっております。事務局説明願います。 議案第3号について説明いたします。 今回は4件の申請ですが、番号1番が贈与、番号2番と番号3番が使用貸借、番号4番が賃貸借となっております。 (以下4件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 番号1番については、議案第2号でもご説明させていただきましたとおり親子間での贈与をするため申請されたものです。番号2番と番号3番については、訓子府中部地区の新規道営事業の申請のため譲借人が使用貸借契約をしている必要があることから申請されたものとなります。 また今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。 説明については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺いますが、1件目については私が担当委員ですが特に問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 井幡委員</p>	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>3件目の審議の前に、担当委員からご意見があれば伺いますが、私が担当委員であります。特に問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 川脇委員</p>	<p>4件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>——ありませんの声—— 以上4件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">——議案第4号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>議案第4号を上程いたします。事務局説明願います。 議案第4号について説明いたします。 今回、審議していただく案件は1件となります。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>高内係長</p>	<p>今回、審議していただく件は、先程現地にて確認いただいた農地であり、農業倉庫を建設するために申請があったものです。 農地転用の概要は、農業倉庫用地が340.2平方メートル、土地造成用地の面積が392.8平方メートルで合計733平方メートルとなっており、事業費は1,529万円で金融機関からの借入での支払いとなっております。 また、農用地区域の用途変更については6月20日付けで北海道オホーツク振興局から許可が下りております。 なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承承願います。</p>
<p>議 長 林 委員</p>	<p>説明については以上です。 審議の前に、担当委員から何かございますか。 特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声—— 疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">——議案第5号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>議案第5号を上程します。事務局説明願います。 議案第5号について説明いたします。 今回、審議していただく案件は2件となります。 (以下2件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>高内係長</p>	<p>今回、審議していただく2件は、先程現地にて確認いただいた農地です。 まず番号1番ですが農業倉庫を2棟建設するために申請があったものです。農地転用の概要は、農業倉庫用地が283.08平方メートル、</p>

土地造成用地の面積が1, 283. 92平方メートルで合計1, 567平方メートルとなっており、事業費は1, 100万円で自己資金での支払いとなっております。

次に番号2番についてですが、堆肥舎を建設するために申請があったものです。農地転用の概要は、堆肥舎建設等の土地造成用地面積が2, 239. 5平方メートル、堆肥舎の面積が718. 5平方メートルで合計2, 958平方メートルとなっており、事業費は415万円8千円で自己資金での支払いとなっております。

農用地区域の除外については2件とも6月20日付けで北海道オホーツク振興局から許可が下りております。

なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。

説明については以上です。

議長 審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

宮本委員 特に問題ありません。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 2件目については私が担当委員ですが特に問題ありません。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 疑義が無いようなので、可決決定いたします。

議長 以上で本日の議件を全部終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和5年6月30日

訓子府町農業委員会

会長 細川孝雄

議長

署名委員 8番

署名委員 9番